

# 大村小学校いじめ防止等基本方針

筑西市立大村小学校

## 1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 4 未然防止のための取組

### (1) 未然防止の方針

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくり出す。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。

### (2) 未然防止のために

ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見付ける。  
イ 課題をどう変えたいかという目標（1年後・半年後・学期の終了時）を設定する。  
ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。  
エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。  
オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。  
カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

### (3) 具体的取組

#### ① 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

ア 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究

イ 道徳教育ヒント集、心のノート、自作教材の活用

ウ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実

エ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実

- オ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- カ キラキラ大村っ子カード<マナーカード>の活用（毎月1週間）
- キ 無言清掃，ボランティア活動の推進
- ク 児童が主役で進める学校行事の展開
- ケ 「やさしさの木」を活用した思いやりの心の育成
- コ 「心と心をつなぐフォーラム」の実施を通じた人権教育の推進

- ② 相談体制の整備
  - ア 定期教育相談〔教育相談（6月・10月），個別面談（11月）〕
  - イ チャンス相談（適宜）
- ③ 教職員の資質向上（職員研修）
  - ア いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
  - イ 定期的な児童支援委員会の実施
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
  - ア 情報モラルに関する研修会（児童向け，保護者向け）
  - イ 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

## 5 早期発見のための取組

- ・定期的なアンケート調査（学期1回，各学級）
- ・チェックリストの活用（学期1回，各学級）
- ・定期教育相談の実施（学期1回，各学級）
- ・相談ボックスの設置（生徒指導主事を窓口として）と相談内容の把握
- ・いじめ防止対策委員会での情報交換（定期…学期1回，随時）
- ・外遊び，清掃，給食指導等での積極的な児童とのふれ合い
- ・学級懇談，個別面談を通じた保護者との連携

## 6 関係機関との連携

市教育委員会      市家庭児童相談員      民生委員・主任児童員 市要保護生徒対策地域協議会      筑西児童相談所      筑西警察署生活安全課
--

## 7 いじめ防止対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等（いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため，いじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) いじめ防止対策委員会
  - ① 本委員会の構成員は，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，児童生徒支援加配教諭，特別支援コーディネーター，養護教諭で構成する。
  - ② 本委員会は，学期1回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会
  - ① 本協議会の構成員は，下記の通りである。  
 学校（校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，児童生徒支援加配教諭，特別支援コーディネーター，養護教諭），校医，PTA会長，学校評議員，主任児童員で構成する。
  - ② 本協議会は，年間1回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。

## 8 いじめ事案への対応

- |                |  |
|----------------|--|
| いじめ問題の発見       | 1 「いじめ」問題の発見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの訴え（児童と教師間に信頼関係があること）</li> <li>・保護者からの訴え</li> <li>・まわりの児童からの報告，アンケートの結果</li> <li>・教師の発見（教師自身がいじめを見抜く鋭い感性と児童理解の力量をもつこと）</li> </ul> |
| 対応<br>状況の適切な把握 | 2 すぐに対応する。（担任・学年主任） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事実関係を把握し，報告する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年主任→生徒指導主事→教務・教頭→校長</li> </ul> </li> </ul>              |

	(2) 共通理解を図り、対応について協議する。 いじめ防止対策委員会を開催し、対応について協議する。
被害児童への指導 加害児童への指導	3 被害児童、加害児童への指導をする。状況により、学級全体への指導を進める。 (担任・学年主任・生徒指導主事)
保護者への対応 被害児童の保護者 加害児童の保護者	4 家庭訪問する。 (担任・学年主任・生徒指導主事・教務・教頭・校長) (1) 被害児童の保護者へ (マニュアル参照) ・実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。 (2) 加害児童の保護者へ ・事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。
P T A 等との連携	5 状況によっては P T A、関係機関等にも説明し、協力を依頼する。
指導の継続	6 指導を継続し、随時、指導の経過を報告する。 (1) 解決が長引く場合があるので、継続観察・指導をする。 (2) 事態が改善されない場合、再度、対応策について検討して対応していく。

## 9 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### <①の場合>

- ・速やかに教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。

### <②の場合>

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票，聴き取り調査）を実施する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (4) 市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携をする。
  - ・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (6) 懲戒，出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

## 10 いじめ防止等基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

平成25年12月10日策定